

**鳥取島根エリアの高付加価値なインバウンド観光地づくり事業における
「推進組織の法人化等に向けた検討支援業務」
事業者選定（プロポーザル方式）実施要領**

1. 目的

SAN' IN 観光ビジネス推進企業体(以下「企業体」という。)は、観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり」事業・モデル観光地に選定され、2023 年度に山陰エリアのマスタープラン(以下「MP」という。)を策定するなど、高付加価値旅行者の山陰エリアへの誘客を目指している。

MP では、地域の将来像と成果目標を設定し、ヤド、ヒト、アシ、ウリの4つの成果指標を示し、各項目の目標達成に向けた取組みの方向性を示している。

本業務では、(一社)山陰インバウンド機構、鳥取県・島根県のほか、関連事業者との連携・協働のもと、ファンド、ランドオペレーター、観光まちづくり支援等の機能を有し、高付加価値なインバウンド観光地づくりの中核となる地域観光経営を担う新法人の設立へ向けた、事業計画の策定と推進体制の整備を行う。今年度中の新法人の設立を目途とし、次年度以降に実施される「ヤド、ヒト、アシ、ウリ」の整備・誘客施策との実装的な連携体制を構築し、持続可能な観光地経営と地元経済循環の仕組み化を図ることを目的とする。

なお、本事業は、「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりに向けたアクションプラン」(2022 年 5 月観光庁制定)、MP (2024 年 3 月策定/2025 年 3 月改訂)を理解したうえで実施すること。

ついては、標記事業における委託事業者をプロポーザル方式で募集し、最適な企画を提案した事業者を選定する。

2. 事業内容

公募説明書の通りとする。

3. 事業提案上限額

7, 0 0 0, 0 0 0 円

※上記金額は、消費税等を含む総額とする。

4. 契約期間

契約締結の日から令和8年2月20日まで

5. 参加資格について

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

- (2) 当該地域における自治体から指名停止を受けていない者であること。
- (3) 当該地域における自治体の定める暴力団排除条例等に規定する者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 破産法に基づく破産手続開始の申立て中又は破産手続中でないこと。
- (6) 公募開始の直近決算において 2 期連続債務超過の状態でないこと。
- (7) 会社法で定める法人であること。
- (8) 業務の遂行に必要な資格を保有していること。
- (9) 事務局の求めに応じて速やかに権限のある者を、企業体へ来訪させることが可能な者であること。

6. 選考について

選考については以下の手順及び日程で行う。

- (1) 公募開始及び希望申出受付開始
令和 7 年 5 月 12 日 (月)
- (2) 実施要領及び公募説明書に関する質問の受付期間
令和 7 年 5 月 12 日 (月) から令和 7 年 5 月 19 (月) 正午まで
- (3) 実施要領及び公募説明書に関する質問への回答
令和 7 年 5 月 21 日 (水) (予定)
- (4) 企画提案書及び見積書等の提出期限
令和 7 年 5 月 29 日 (木) 正午まで (必着)
- (5) 審査結果の通知
令和 7 年 6 月中旬 (予定)

7. 提出物と提出方法

(1) 提出物

①企画提案書

企画提案書は、下記の項目に従い作成し、A4 版・横 (両面印刷)、各項番号を明記し提出すること。企画提案書のタイトルは、「推進組織の法人化等に向けた検討支援業務」とすること。

(ア) 会社概要

- (イ) 提案内容詳細
- (ウ) 全体的なスケジュール
- (エ) 実施体制（企業体との連絡窓口・体制図含む）
- (オ) 過去の関連実績

② 見積書

- (ア) 公募説明書の項目別の内訳及び見積総額を記載すること。
※一式等の表記は不可、該当する経費の積み上げで算出すること。
- (イ) 見積総額は消費税等諸税を含まない税抜金額とすること。参考として、各項目の課税／不課税の別、及び消費税等を含めた税込金額を見積書の備考欄等に明記すること。
- (ウ) 感染症の感染拡大や、天変地異、政治状況の劇的な変化等により、本事業を中止する場合がある。キャンセルポリシーが定められている手配事項がある場合、その条件を見積書の備考欄等に明記すること。

(2) 提出方法と体裁

以下に記載のとおり、自社名及びロゴマーク等のあるデータとないデータをそれぞれ用意して、提出すること。ただし、業務にあたっての再委託先、協力先がグループ会社以外の場合は、提案書（社名あり・なし）に全て明記すること。

提出物	自社名及びロゴ、会社印	提出方法
ア 企画提案書	あり	下記参照
	なし	
イ 見積書	あり	
	なし	

提出期限

令和7年5月29日（木）正午 必着

提出場所

〒690-0887 島根県松江市殿町43 3F

SAN' IN 観光ビジネス推進企業体 担当 広瀬、肥後

電 話 (0852)61-8015 F A X (0852)61-8023

メール：kankou@expe-s.com

提出方法

持参、郵送又は上記Eメールアドレスへのメール送信。

Eメールの場合：メール送信後に送信した旨を担当者に電話すること。

データ容量は原則として10MB未満とし、超える場合は送信前に担当者へ電話連絡すること。

持参及び郵送の場合：社名あり1部 社名なし5部

8. 留意事項および作成要領について

(1) 留意事項

- ①公募説明書の趣旨を十分にくみとり、具体的に提案すること。
- ②事業実施スケジュールについては、具体的に記載すること。
- ③見積書については、本業務に係る所要経費を全て見積るとともに、見積りの根拠となった所要経費の明細を明らかにすること。

(2) 作成要領

- ①フォーマットは、A4 ヨコで作成すること。ただし、図表等で表記の視認性が低下する場合は、別紙(フォーマット指定なし)の追加で補足すること。
- ②ページ番号を、各ページの右下部に付すること。
- ③審査の公正を期すため、「社名なしの企画提案書」には、会社名、住所、ロゴマークなど、プロポーザル参加者を特定できる表示を付してはならない。なお、業務実施スタッフや体制図などには、プロポーザル参加者名を“当社”等と記載すること。

9. 企画提案書の審査

(1) 審査方法

審査は提出された企画提案書のみで審査し、ヒアリング審査は実施しない。

(2) 選考結果の通知について

全ての応募者に対し、選考結果を通知する。

なお、審査内容にかかわる質問については一切受け付けない。

(3) 審査項目と審査基準

①業務遂行能力

高付加価値旅行に精通し、業務を遂行するにあたっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。

②事業内容の目的適合性

- ・指示内容が十分理解されているか。
- ・協力体制など人的ネットワークが確保されているか。

・効果的な事業内容となっているか。

③実現性

事業の組み立てやスケジュールに具体性があり、指示内容が確実に実施されるようになっているか。

④経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか。

10. 再委託について

再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務の範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め企業体の承諾を得る必要があるので留意すること。

※企業体の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②をいう。

①「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）・・・再委託を行うことはできない。

②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、観光機構の承諾を要する。

③「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・・再委託に際し承諾を要さない。

11. 質問等

（１）公募説明書及び委託事業者選定に関する質問については、質問受付期間中に受け付ける。

（２）質問内容については事務局で取りまとめた上で回答する。

12. その他

（１）企画提案応募に係る費用については、全て応募者の負担とする。

（２）応募書類等に関しては一切返却しない。

（３）採用された企画内容は別途仕様書に定め、当該企画を提出した見積の範囲内で実施するものとする。

13. 本件の問合せ先

〒690-0887 島根県松江市殿町43 3F

SAN' IN 観光ビジネス推進企業体 担当 広瀬、肥後

電 話 (0852)61-8015 F A X (0852)61-8023

メール：kankou@expe-s.com